

(平成25年1月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑧までに支給された賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額の記録について、平成15年7月8日は52万円、同年12月22日は34万円、16年7月9日は32万9,000円、同年12月24日は29万6,000円、17年7月4日は65万4,000円、同年12月27日は19万9,000円、18年6月19日は29万2,000円及び同年12月22日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月8日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年7月4日
⑥ 平成17年12月27日
⑦ 平成18年6月19日
⑧ 平成18年12月22日

株式会社Aに勤務中、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、国の厚生年金保険の記録から抜けている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑦及び⑧に係る標準賞与額については、申立人及び株式会社Aから提出された当該期間の賞与明細書並びに同社から提出された所得税源

泉徴収簿により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から平成18年6月19日は29万2,000円及び同年12月22日は15万円とすることが妥当である。

また、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥については、申立人が賞与振込に利用していた金融機関の通帳及び当該金融機関の取引明細書により、申立人は、当該期間に株式会社Aから賞与の支給を受けていたことが確認できる。

さらに、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料は無いが、オンライン記録によると、当該期間に株式会社Aの被保険者記録のある全員について、当該期間の賞与支払届に係る記録が無いところ、複数の同僚から提出された当該期間の賞与明細書によると、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間の賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

また、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の標準賞与額については、賞与振込額から推認できる賞与支給額から、平成15年7月8日は52万円、同年12月22日は34万円、16年7月9日は32万9,000円、同年12月24日は29万6,000円、17年7月4日は65万4,000円及び同年12月27日は19万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録によると、申立人を含む株式会社Aの被保険者全員について、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない上、複数の同僚が所持する当該期間の賞与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）がこれらの複数の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

年金事務所から、株式会社Aにおける平成 15 年 4 月賞与について、年金記録に反映されていない可能性がある旨の連絡があった。私は、株式会社Aの関連会社である株式会社Bの事業ブランドのCに勤務しており、Cでは当時、基本給に加え、売上目標達成によりインセンティブ（賞与）が加算される支払形態になっており、無理のある目標ではなかったため、賞与を受けていたと思うので、調査の上、申立期間の賞与記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について賞与が支給されていたと申し立てているが、株式会社Aの代表取締役及び同社顧問社会保険労務士は、「申立人は株式会社Bの従業員であり、同社の決算が 12 月のため、決算賞与の支給があるとすれば 3 月であり、平成 15 年 4 月に賞与の支給は有り得ない。」と回答している。

また、株式会社Aが加入しているD健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳において、平成 15 年 4 月の標準賞与額の記録は見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が記憶する同一店舗で勤務していた同僚のオンライン記録では、平成 15 年 4 月の賞与記録は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで
② 平成 3 年 7 月 1 日から 5 年 9 月 1 日まで

申立期間①について、A株式会社の経営する事業所に勤務し、申立期間②については有限会社B（現在は、株式会社B）に勤務していたが、申立期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶しているA株式会社元取締役の回答から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社は既に廃業しており、オンライン記録では、当該事業所に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、上記元取締役は、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかった旨回答している。

また、オンライン記録では、上記元取締役は、A株式会社に勤務していた期間において国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、有限会社Bの事業主の供述及び複数の元同僚の回

答から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に在職していたことは推認できる。

しかしながら、上記事業主は、申立人について、「ブローカーとして仕事をしており、報酬は完全歩合制で、雇用関係にはなかったため、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

また、オンライン記録では、申立人及び元同僚が有限会社Bに勤務していたと供述している複数の同僚についても、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者としての記録は確認できない。

さらに、複数の元同僚に照会しても、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

加えて、申立期間②当時、申立人はC県D町において国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、申立期間②における申立人に係る雇用保険の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。